

公募型競争入札参加者 各位

教育委員会事務局 教職員労務課長

発注情報詳細等に対する質問回答書

件名 産業医職場巡視業務委託

上記の件に関して質問がありましたので、次のとおり回答します。

No.	項目（頁数）	質問内容	回答
1	p. 2 発注情報 詳細 提出書類	「労働安全衛生規則第14条第2項に定められた産業医等に規定される者の一覧（任意様式）」に記載する情報ですが、受託者が当該業務遂行にあたり提供可能な産業医の母数（人数）を記載すればよろしいでしょうか。	当該業務遂行にあたる予定の産業医の人数を記載してください。
2	p. 6 仕様書の 1項 業務内容 (1) イ（ア）	横浜市教育委員会在籍産業医の連絡会について ①いつ頃実施予定か。 ②決定した日程については開催日より何日前に通知されるか。 ③産業医認定資格などの有資格者の出席が求められるか。 ④1回あたりの想定時間はどれくらいか。 ⑤対面またはオンラインのどちらを想定しているか。	以下のとおりとなります。 ①年2回、7月頃と2月頃の実施を予定しています。 ②開催日の3週間を目安に通知予定です。 ③出席者は有資格者でなくとも構いません。受託者として出席いただき、産業医に内容を共有いただくことを想定しています。 ④1回あたり2時間程度です。 ⑤対面実施となります。
3	p. 6 仕様書の 1項 業務内容 (1) イ（ウ）	初回巡視時の挨拶・説明について、電話連絡に変更してもよい場合とほどのような場合でしょうか。また、すべて電話連絡での対応に変更は可能でしょうか。	受託者として対面訪問が難しい場合は、電話連絡に変更可能です。すべて電話連絡での対応となることも想定しています。
4	p. 7 仕様書の 1項 業務内容 (2) エ	衛生委員会について ①学校ごとに固定の日時が定められているか。 ②衛生委員会への出席は各事業場における巡視業務に含まれるか。含まれない場合、今年度1回あたりの所要時間、実施回数はどれくらいか。	以下のとおりとなります。 ①固定の日は定められていません。産業医の巡視日に合わせて、学校から衛生委員会への出席を求められる場合があります。 ②衛生委員会への出席は職場巡視業務に含まれます。 (参考) 回数のはありませんが、令和6年度実績では、1回あたりの所要時間は30分程度、産業医に出席を求める回数は年1回程度となっています。

5	p. 7 仕様書の 3項 産業医の 技能・資格	選任する医師は産業医資格保有のほか条件として、専攻科目の指定はございますか。	専攻科目の指定はありません。
6	p. 7 仕様書の 4項 事業場への 巡視	全ての学校に駐車場が併設されていますでしょうか。また、併設されている場合、産業医が駐車場利用することは可能でしょうか。	本業務において学校敷地内の駐車場の利用は想定していません。公共交通機関の利用もしくは近隣の有料駐車場を利用してください。
7	p. 8 仕様書の 6項 委託料 (2)	各事業場へ訪問する産業医は事業場ごとに固定となりますでしょうか。また、途中交代は可能でしょうか。 1つの学校につき複数の産業医を選任し、複数の産業医で当該学校の担当をすることは可能でしょうか。	原則、固定してください。年間を通して各学校の課題、産業医からの指摘に対する改善状況等をみていただくものと考えていますので、1つの学校につき1人の産業医を選任することを想定しています。 ただし、産業医の退職や教育委員会都合等により年度途中で選任された産業医が変更となることはやむを得ないものと考えています。変更となる場合は、それまでの巡視内容等を適切に引き継ぐことが前提となります。